

舟に参て申けるは君はけさみなと河の下にてかたき七きが中に取こめ参らせてつるにうた
れさせ給ひて候ぬ○中略と申ければ北の方とかくの返事にもをよび給はず引かづいてぞふし
給○中略かくと聞給ひし七日の日のくれ程より十三日の夜まではおきもあがり給はずあくれば
十四日八島へをし渡るよひうちすぐるまではふし給ひたりけるが○中略北の方やはら舟ば
たへおき出給ひてまんぐたるかいしやうなればいづちを西とはゑらね共月の入さの山の
はをそなたのそらとや思しけん、ゑづかに念佛し給○中略南無ととなふるこそ共にうみにぞゑ
づみ給ひける○中略昔よりおとこにおくる、たぐひおほしといへ共さまをかへるはつねのな
らひ身をなぐるまでは有がたきためし也、されば忠臣は二君に仕へず、貞女は二夫にまみへず
共かやうの事をや申べき。

〔吾妻鏡三〕壽永三年○元年曆四月廿一日己丑自去夜殿中聊物忿是志水冠者○平雖爲武衛○源御
智亡父○義仲已蒙勅勘被戮之間爲其子其意趣尤依難度可被誅之由内々思食立被仰舍此趣於昵
近壯士等女房等伺聞此事密々告申姫公○義高妻、賴朝子、御方仍志水冠者廻計略今曉遁去給廿六日
甲午堀藤次親家郎從藤内光澄歸參於入間河原誅志水冠者之由申之此事雖爲密儀姫公已令漏
聞之給愁歎之餘令斷漿水給可謂理運六月廿七日甲申堀藤次親家郎從被梶首是依御臺所御
憤也四月之比爲御使討志水冠者之故也其事已後姫公御哀傷之餘已沈病床給追日憔悴諸人莫
不驚騷依志水誅戮事有此御病偏起於彼男之不儀縱雖奉仰内々不啓子細於姫公之御方哉之由
御臺所強憤申給之間武衛不能遁逃還以被處斬罪云云

〔吾妻鏡十四〕建久五年七月廿九日戊子將軍家姫君自夜御不例是雖爲恒事今日殊危急志水殿有
事之後御悲歎之故追日御憔悴不堪斷金之志殆沈爲石之思給歟且貞女之操行衆人所美諫也
八月十八日丙午姫君御不例復本給之間有御沐浴然而非可有御時始終事之由人皆含愁緒是偏